

固定資産に係る規程の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 千里ライフサイエンス 振興財団</p>	<p>1 公益法人会計上、固定資産の計上に係る基準は各法人の判断に委ねられており、各法人は会計規程等において当該基準を設定している。 公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団では、平成21年に会計規程を改定しており、改定前の会計規程では耐用年数が1年以上かつ取得価額が20万円以上のものを固定資産として計上する基準を定めていたものの、改定後の会計規程では当該計上基準は削除されていた。 そのため、改定後は改定前の基準を準用して運用が行われている。</p> <p>2 固定資産の実査が適切に行われない場合、固定資産の紛失や遊休などの状況を適時に認識できなくなる懸念がある。 しかし、会計規程において、固定資産台帳と現物の照合に係る定めがなく、実際に照合は実施されていなかった。</p>	<p>1 統一的な会計処理を行うため、会計規程において固定資産の計上基準を明確にされたい。</p> <p>2 固定資産台帳と現在の状況との乖離が生じることのないよう、会計規程等において固定資産実査の実施を定めるとともに、団体の実態に合った固定資産実査の方法を検討し、計画的かつ適切な固定資産実査を実施されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【会計規程】 第7章 固定資産会計 (固定資産の分類と管理) 第50条 固定資産は、公益法人会計基準に準拠して分類するものとする。 2 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は事務局長に報告しなければならない。</p> </div>	<p>1 固定資産の計上基準について会計規程を改正(平成28年4月1日施行)し、固定資産の計上基準を明記した。</p> <p>2 固定資産実査の実施について会計規程を改正(平成28年4月1日施行)し、同規程に基づき、平成28年度から固定資産実査を実施する。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成28年1月25日から同月26日まで)

公的研究費の管理体制について

対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																								
<p>1 大阪府立産業技術総合研究所（以下「産技研」という。）は、府内産業・特に中小企業の振興を目的として、国、府、独立行政法人等の公的機関から受託・補助事業として補助金等及び共同若しくは受託契約に基づく民間事業者から得られる収入を財源に研究活動を実施している。平成26年度に実施した研究は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="273 678 1115 1020"> <thead> <tr> <th>研究項目</th> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別研究</td> <td>36</td> <td>68,125</td> </tr> <tr> <td>プロジェクト研究</td> <td>3</td> <td>5,497</td> </tr> <tr> <td>発展研究</td> <td>3</td> <td>2,998</td> </tr> <tr> <td>基盤研究</td> <td>26</td> <td>8,822</td> </tr> <tr> <td>共同研究</td> <td>30</td> <td>17,829</td> </tr> <tr> <td>受託研究</td> <td>38</td> <td>25,156</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>136</td> <td>128,428</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金等には使用に係るルールや制限が設けられており、受領した団体は研究財源の配分を受ける研究者に対し当該ルール等に従った使用を求めるとともに、団体としても適正な管理体制を整備する必要がある。</p> <p>また、文部科学省は相次ぐ研究費不正使用事案への対応措置として、平成26年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）を改訂し、研究機関の管理体制の強化を求めるとともに、その対応状況について自己評価して「体制整備等自己評価チェックリスト（以下「自己評価チェックリスト」という。）」を提出すること求めている。</p> <p>2 産技研は、ガイドラインに対応するため、平成27年3月12日に「公的研究費取扱いに関する規程」及び「公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要綱」を設けている。</p>	研究項目	件数	金額（千円）	特別研究	36	68,125	プロジェクト研究	3	5,497	発展研究	3	2,998	基盤研究	26	8,822	共同研究	30	17,829	受託研究	38	25,156	計	136	128,428	<p>ガイドライン対応に関し、以下の事項が未対応であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 不正を発生する要因の把握及びその具体的な対応を図るための不正防止計画が策定されていない。 一定の取引実績のある取引業者に対する誓約書等の提出を求めている。 	<p>不正防止計画について、ガイドラインでは、着実に不正の発生を防止する観点から、具体的な不正防止計画の策定とその実施を求めている。本趣旨を踏まえ、産技研においても、ガイドラインの求める不正防止計画を策定されたい。</p> <p>また、誓約書等について、ガイドラインでは業者との癒着を防止する観点から、一定の取引実績のある業者から提出を求めている。本趣旨を踏まえ、産技研においても、ガイドラインに沿って、取引業者に対する誓約書等を求められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）】</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止することが必要である。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の府政対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。</p> </div>
研究項目	件数	金額（千円）																								
特別研究	36	68,125																								
プロジェクト研究	3	5,497																								
発展研究	3	2,998																								
基盤研究	26	8,822																								
共同研究	30	17,829																								
受託研究	38	25,156																								
計	136	128,428																								

<p>【公的研究費取扱いに関する規程】 (目的) 第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）における公的研究費の取扱いに関して必要な事項を定め、不正使用の防止とその適正な管理について定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この規程において「公的研究費」とは、法人で扱うすべての研究経費をいう。 (以下略)</p>		
<p>当該規程等を踏まえ、産技研では「研究費管理に係る機関内の責任体系の明確化」や「不正リスクを踏まえた研究費の適切な管理のための事務フローの構築」、「具体的研究事案のモニタリングの実施」等、一定の対応は図られている。</p>		
<p style="text-align: center;">措置の内容</p>		
<p>不正防止計画については、ガイドラインの趣旨を踏まえ「地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所研究活動における不正防止計画」を平成28年2月1日に策定した。また、誓約書等についてはガイドラインに沿って一定の取引実績（週1回以上の取引実績）を有する取引業者に誓約書の提出を求めた。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年12月8日から同月9日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
<p>地方独立行政法人 大阪府立産業技術 総合研究所</p>	<p>地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所の以下の委託業務において、検査の結果不備が見つかったため委託業者に成果品（報告書）の修正・再提出を求めたが、検査結果が不備のまま、検査完了として支払手続に回されていた。</p> <table border="0" data-bbox="519 703 1320 1081"> <tr> <td>委託業務件名</td> <td>電波暗室改修・新設に関する調査業務委託契約</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>2,592,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>報告書日付 （業務完了日）</td> <td>平成27年3月25日</td> </tr> <tr> <td>検査年月日</td> <td>同月20日</td> </tr> <tr> <td>請求書日付</td> <td>同月17日</td> </tr> <tr> <td>支出決議日</td> <td>同月20日</td> </tr> <tr> <td>支払日</td> <td>同月27日</td> </tr> </table> <p>3月17日に報告書及び請求書を受け付けたが、報告書に不備があるとして、その後報告書について同月25日に再提出を受けていた。業務委託契約書第12条第3項によると、報告書の再提出日である3月25日が業務の完了日であるため、本来は改めて検査を実施した上で請求書の再提出を求め、当該書類の受領をもって支払手続を行う必要があった。</p>	委託業務件名	電波暗室改修・新設に関する調査業務委託契約	契約金額	2,592,000円（税込）	報告書日付 （業務完了日）	平成27年3月25日	検査年月日	同月20日	請求書日付	同月17日	支出決議日	同月20日	支払日	同月27日	<p>契約の履行確認や検査のルール等について、周知徹底を図り適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【業務委託契約書】 (検査及び引渡し)</p> <p>第12条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく成果品を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。</p> <p>2 発注者は、成果品を受領したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。</p> <p>(契約金額の支払)</p> <p>第13条 受注者は前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約金額の支払を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受領した日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。</p> </div>	<p>契約の履行確認や検査のルールについて、チェックリストを作成し、今後手続に瑕疵が生じることがないように、事務担当者、決裁者に周知徹底を図った。今後は手続に漏れがないよう適正な事務処理に努める。</p>
委託業務件名	電波暗室改修・新設に関する調査業務委託契約																
契約金額	2,592,000円（税込）																
報告書日付 （業務完了日）	平成27年3月25日																
検査年月日	同月20日																
請求書日付	同月17日																
支出決議日	同月20日																
支払日	同月27日																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年12月8日から同月9日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
地方独立行政法人 大阪府立産業技術 総合研究所	<p>物品の購入に際しては、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領により、元請人や下請人等から暴力団員等ではない旨の誓約書を提出させることとなっている。</p> <p>しかしながら、以下の契約については、購入先の事業者から誓約書を入手していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 730 1353 961"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約金額</th> <th>契約日</th> <th>納入期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊環境室付帯機器</td> <td>29,700,000円</td> <td>平成26年7月1日</td> <td>平成27年3月20日</td> </tr> <tr> <td>有機物蒸着装置</td> <td>19,116,000円</td> <td>平成26年8月19日</td> <td>平成27年1月30日</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	契約金額	契約日	納入期限	特殊環境室付帯機器	29,700,000円	平成26年7月1日	平成27年3月20日	有機物蒸着装置	19,116,000円	平成26年8月19日	平成27年1月30日	<p>今後は契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領】</p> <p>5 誓約書の徴収等</p> <p>経理責任者は、研究所発注工事等の相手方に対し、当該研究所発注工事等の相手方及びその下請人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、法人に提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、当該契約書の提出がない場合、経理責任者はその相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。</p> </div>	<p>契約事務のルールについて、チェックリストを作成し、事務担当者、決裁者への周知徹底及びミスの防止を図った。今後は手続に漏れがないよう適正な事務処理に努める。</p>
契約名称	契約金額	契約日	納入期限												
特殊環境室付帯機器	29,700,000円	平成26年7月1日	平成27年3月20日												
有機物蒸着装置	19,116,000円	平成26年8月19日	平成27年1月30日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年12月8日から同月9日まで）

固定資産の計上誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
地方独立行政法人 大阪府立産業技術 総合研究所	<p>建物に付属する空調設備の取替更新工事について、撤去設備に係る産業廃棄物処理費は修繕費として費用処理する必要があるが、建物附属設備として資産に計上した結果、平成26年度の財務諸表上の固定資産が過大となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="486 661 1362 1167"> <thead> <tr> <th>工事契約名</th> <th>工事金額 (固定資産計上額)</th> <th>うち、撤去設備の 産業廃棄物処理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館空調熱源更新工事</td> <td>162,764,700円</td> <td>2,952,600円</td> </tr> <tr> <td>第3実験棟空調熱源更新工事</td> <td>91,520,100円</td> <td>1,926,540円</td> </tr> <tr> <td>新技術開発棟個別空調設備更新工事</td> <td>51,375,600円</td> <td>486,000円</td> </tr> <tr> <td>個別空調機（PAC）更新工事</td> <td>27,832,350円</td> <td>330,422円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>5,695,562</td> </tr> </tbody> </table>	工事契約名	工事金額 (固定資産計上額)	うち、撤去設備の 産業廃棄物処理費	本館空調熱源更新工事	162,764,700円	2,952,600円	第3実験棟空調熱源更新工事	91,520,100円	1,926,540円	新技術開発棟個別空調設備更新工事	51,375,600円	486,000円	個別空調機（PAC）更新工事	27,832,350円	330,422円	合計		5,695,562	<p>財務諸表を適正に表示するためにも速やかに是正されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【法人税基本通達】 (資本的支出の例示) 7-8-1 法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となるのであるから、例えば次に掲げるような金額は、原則として資本的支出に該当する。 ~以下、省略~ (修繕費に含まれる費用) 7-8-2 法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費となるのであるが、次に掲げるような金額は、修繕費に該当する。 ~中略~ (2) 機械装置の移設に要した費用(解体費を含む。)の額</p> </div>	<p>撤去設備に係る産業廃棄物処理費について、過大計上となっている資産の固定資産台帳を修正するとともに、固定資産の計上額誤りに伴う過年度損益修正損及び修正益を計上し、財務諸表を適正に表示するための処理を行った。</p>
工事契約名	工事金額 (固定資産計上額)	うち、撤去設備の 産業廃棄物処理費																			
本館空調熱源更新工事	162,764,700円	2,952,600円																			
第3実験棟空調熱源更新工事	91,520,100円	1,926,540円																			
新技術開発棟個別空調設備更新工事	51,375,600円	486,000円																			
個別空調機（PAC）更新工事	27,832,350円	330,422円																			
合計		5,695,562																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年12月8日から同月9日まで）

行政財産使用許可事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
<p>南海ビルサービス株式会社</p>	<p>南海ビルサービス株式会社（以下「南海ビルサービス」という。）は、平成23年4月から大阪府立体育会館の指定管理者として、同会館の管理運営を行っている。</p> <p>南海ビルサービスは、指定管理運営開始から、利用者の利便性を高める目的で、自主事業としてコインロッカーを設置しているが、当該コインロッカーの設置に係る建物（行政財産）使用部分について使用許可の申請手続きを行っていない。</p> <p>（府立体育会館に設置したコインロッカーの建物使用面積）</p> <table border="1" data-bbox="605 835 1400 1092"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>縦 (m)</th> <th>横 (m)</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階 南東側</td> <td>0.605</td> <td>1.727</td> <td>1.045</td> </tr> <tr> <td>1階 西側</td> <td>0.605</td> <td>1.727</td> <td>1.045</td> </tr> <tr> <td>1階 北東側</td> <td>0.605</td> <td>2.584</td> <td>1.563</td> </tr> <tr> <td>地下2階</td> <td>0.605</td> <td>2.584</td> <td>1.563</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>5.216</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	縦 (m)	横 (m)	面積 (㎡)	1階 南東側	0.605	1.727	1.045	1階 西側	0.605	1.727	1.045	1階 北東側	0.605	2.584	1.563	地下2階	0.605	2.584	1.563	合計			5.216	<p>直ちに行政財産の使用許可申請手続きを行うとともに、今後は、関係法令を十分に理解の上、適正な事務手続きを行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 （使用許可の申請手続）</p> <p>第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書（様式第4号）を提出させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【行政財産使用料条例】 （使用料の納付）</p> <p>第2条 行政財産の使用をしようとする者は、使用料を納付しなければならない。</p> </div>	<p>平成28年3月28日付けで行政財産使用許可について大阪府教育委員会教育長宛て申請を行い、平成28年3月29日付け大阪府教委指令教委保第2765号により許可を受けた。</p> <p>申請に基づく許可内容</p> <p>使用期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>使用面積：5.216㎡</p> <p>使用目的：貸ロッカー（10台）</p> <p>また、5年間分の使用料567,560円を平成28年4月15日付けで大阪府に納付した。</p>
設置場所	縦 (m)	横 (m)	面積 (㎡)																								
1階 南東側	0.605	1.727	1.045																								
1階 西側	0.605	1.727	1.045																								
1階 北東側	0.605	2.584	1.563																								
地下2階	0.605	2.584	1.563																								
合計			5.216																								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年2月15日）